

# 地方法人二税の分割基準

## 分割基準とこれまでの改正の基本的考え方について

### 《分割基準とは》

- 法人の事務所等が複数の地方団体に所在する場合に、地方団体の課税権を調整するため、課税標準を地方団体に分割する基準。

※ 法人事業税・法人住民税法人税割は、事務所等の所在する地方団体が課税権を有する。  
※ 分割された課税標準に税率を乗じて税額を算定。

事業の必要から設けられた人的及び物的設備

### 《分割基準の考え方…法人事業税》

- 分割基準については、事業税の課税の根拠が応益原則にあることから、
  - ・ 各都道府県内における事業の規模、活動量などを的確に表すものであること
  - ・ 税務実務上できるだけ単純かつ明確であること

との考え方により設定されています。

(平成12年7月 政府税制調査会答申)

### 《法人事業税におけるこれまでの改正の基本的考え方》

- ・ S37、S45、H元の各改正は、人的要素である「従業員の数」を用いながら、その一部を調整(割落とし／割増し)することで物的要素である「固定資産(減価償却費)」や「事務所等の敷地面積」の要素を反映。
- ・ H17改正では、非製造業について、人的要素である「従業員の数」に加え、物的要素である「事務所等の数」を指標として採用。
- ・ なお、法人住民税の分割基準は、制度創設(s26)以来「従業員の数」であり、これまで見直しは行われていない。

## 分割基準の見直しに向けた検討

- 分割基準については、平成17年以降改正されていないことから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、以下のような課題について検討する必要があるのではないか。

### 主な検討事項

- インターネットを利用した取引やフランチャイズ形態での事業展開が増加し、事務所等の所在地と事業活動の場所が必ずしも一致しない場合があることにどのように対応すべきか。
  - より機動的・効率的な業務運営のために業務の一部を子会社化する場合など企業の組織再編に伴う事業活動の変化にどのように対応すべきか。
  - 事業活動全体に寄与する情報システムや管理部門が本社等に集約されていることをどのように評価すべきか。
  - 現在、電気供給業、ガス供給業については固定資産の価額を分割基準に用いているが、このほかのインフラ事業についてはどのように考えるべきか。
  - 再生可能エネルギーの発電事業のように一旦施設・設備を設置すれば継続的に収益が生み出されるという形態の事業活動が生じていることにどのように対処すべきか。
- 上記事項について、法人等の協力を得つつ実態調査を行うなど、引き続き検討。

(○ 分割基準の激変緩和措置として導入された経過措置のうち一定期間が経過したものについては見直しが必要か。)

法人事業税・法人住民税の分割基準（現行）

	事業	課税方式	分割基準	
法人事業税	非製造業	保険業	収入割 課税標準の1/2 : 事務所等の数	
		その他	課税標準の1/2 : 従業者の数	
	製造業		所得割 付加価値割 資本割 (※)	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	鉄道事業 軌道事業			軌道の延長キロメートル数
	倉庫業			事務所等の固定資産の価額
	ガス供給業		収入割	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
	電気供給業			課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額 <small>&lt;昭和57年改正時の経過措置あり&gt;</small>
法人住民税 (法人税割)	(法人税割)		従業者の数	

※ 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合

## 法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	} 従業者 の数			} 各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	} 資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 について は1/2				} 1/2を事務 所等の数 1/2を従業 者の数  ※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
銀行業 保険業 証券業		1/2を事務 所等の数 他の1/2を 従業者の数					証券業が 追加された		
製造業			資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2				資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止	
鉄道業 軌道業	} 1/2を 固定資産 の価額	軌道の延長 キロメートル 数							
ガス供給業 倉庫業		} 固定資産 の価額							
電気供給業			他の1/2 を従業者 の数			1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電所 の固定資産 の価額 他の1/4を固 定資産の価 額	経過措置あり	